

未利用資源（廃食油） 活用に係るWG

第3回 事務局説明資料

令和6年5月
和歌山県 商工労働部
成長産業推進課



1. 本日までご議論いただきたい点

- (1) 第1、2回でご議論いただいた内容から変更になった点
- (2) その他

2. 今後のスケジュール

1. 本日まで議論いただきたい点

(1) 第1、2回でご議論いただいた内容から変更になった点

- ① 収集・運搬事業者の選定方法（公募委託 → 協定締結）
- ② 回収拠点の選定方法（公募 → 拠点候補に対し、県から依頼）
- ③ モニターの登録方法・登録内容
- ④ モニターへの専用ボトルの初回配布方法
（郵送及び拠点での直接配布 → 郵送はせず、直接配布のみ）

(2) その他

- ① 企業内拠点について
- ② 普及・啓発に必要な物品について

(1) ① 収集・運搬事業者の選定方法 (公募委託 → 協定締結)

- 第2回WGにおいて、収集・運搬事業者の選定方法について、公募委託を行うこととしていたが、以下の事情に鑑み、県と連携・協力して事業を実施することを目的として実施内容及び役割分担等を規定する連携協定を県と締結した事業者（以下「協定事業者」）を選定することとし、協定事業者に対して収集・運搬に係る費用の支払いは行わないこととしたい。

(前提条件) 本実証事業で回収する家庭用廃食油は有価物として扱う

- 環境省の指針において、廃棄物該当性の判断要素の一つとして「取引価値の有無」が示されており、「実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと」等の確認が必要であるとされている。
(環境省 行政処分の指針について (通知) 環循規発第2104141 令和3年4月14日参照)
- 本事業において、県が、収集・運搬に係る業務を委託し、その対価を支払うこととした場合、指針に照らして、廃棄物に該当すると判断されるおそれがある。
- 他方、回収拠点から廃食油を収集・運搬し、再資源化事業者へ原料供給する工程を、県が実施することは極めて難しく、実施能力のある事業者へ担ってもらう必要がある。
- 以上の事情により、本事業における収集・運搬から原料供給までの一連の工程に関して、県から費用を受領せずともご協力いただけるという事業者と、県が連携協定を締結し、収集・運搬に係る業務を行ってもらうこととしたい。

(1) ② 回収拠点の選定方法 (公募 → 拠点候補に対し、県から依頼)

- 第1回WGにおいて、回収拠点は、「公募し、取組に賛同いただける団体を募集することとしたい」としていた。
- (1) ①の収集・運搬事業者の選定方法の変更に伴い、回収拠点は、協定事業者が協力できる (= 実証にかかる費用を受領せずとも回収に回れる) 範囲で設置する必要が生じることとなった。
- そのため、以下のとおり、あらかじめ拠点候補を調整したうえで、県から回収拠点となることを依頼するという方式を採ることとしたい。なお、拠点候補については、県と協定事業者で効率性や有効性及び拠点候補の意向を踏まえて調整を行う。

回収拠点選定までのステップ

Step1, 県から拠点候補に対し、依頼事項を明記の上依頼を行う。(依頼事項は次頁参照)

Step2, 拠点候補は、県からの依頼内容に承諾する場合、承諾書を提出する。(資料3参照)

Step3, 承諾書の提出があった拠点を、県ホームページの回収拠点一覧に掲載する。

※ 実証開始後、追加で拠点設置の希望があった場合、都度、協力できる範囲内かを協定事業者と協議し、対応することとする。

(HP掲載例)

和歌山市

スポット	住所	回収可能時間	回収方法
和歌山県庁本館2階県民ロビー	和歌山市小松原通1-1(外部リンク)	平日9:00~17:45	回収ボックスに投入 *空ボトルはボックス下段に収納していますので、必要に応じてお持ち帰りください。

(参考) 拠点候補に対する県からの依頼内容の概要

< 拠点候補ごとに個別にお願いさせていただく内容 >

- 回収拠点の場所（名称）
- モニターが専用ボトルを持ち込むことができる時間帯（持参受付日時）
- 収集・運搬事業者がモニターから回収したボトルを収集に行く時間帯（収集日時）

< 拠点候補に共通してお願いさせていただく内容 >

- 原則、令和8年3月31日まで回収拠点を継続いただくこと
- 持参受付日時を営業時間又は開庁時間としていただくこと
- モニターから回収した使用済み食用油はボトルごと収集・運搬事業者に引き渡していただくこと
- 収集頻度については、月1回程度を基準としていただくこと
- モニターへの専用ボトルの配布へのご協力（専用ボトルは収集事業者が回収時に補充）
- 専用ボトルの適切な保管、回収ボックス及びその周辺の適度な清掃等の実施へのご協力
- 本事業の取組周知に係る情報発信へのご協力
- 消費者からの回収方法等に関する簡易な問い合わせへのご対応
- 実証の結果分析に必要な情報の共有および県によるヒアリングへのご協力

(1) ③ モニターの登録方法

- モニター登録は、**①インターネット申請フォームからの登録**を原則とし、インターネット申請が難しい方への対応として、**②申請書に必要事項を記入の上、郵送又は持参で事務局あてに提出することにより登録**する方法も認めることとする。
- **申請フォームの二次元コード**は、県HPの他、ポスターやチラシ、ボックスなど、**モニター登録希望者の目にとまる場所に掲載**する予定。
- 各回収拠点において、モニター登録希望者であって、インターネット申請フォームでの登録が難しい方がいた時は、県担当者まで連絡いただくようご案内いただきたい。
- なお、**モニター登録については、専用ボトルを初回に受け取る前に登録完了していただくこととし、登録いただいた方のみが専用ボトルを受け取れる**というルールとしたい。

※ 各回収拠点におけるモニター数の把握やボトルの保有数量の管理の一助となるよう、モニター登録時に、ボトルを受け取る予定の場所及びボトルを持っていく可能性が高い場所をそれぞれ選択する設問を設ける予定。

(モニター登録フォームの設問イメージ)

専用ボトルを受け取る予定の回収拠点を1つ選択してください。

※使用済み天ぷら油を持参いただくのは選択いただいた回収拠点以外でも構いません。

使用済み天ぷら油を持っていく可能性が高い回収拠点を1つ選択してください。

※選択いただいた拠点とは別の場所に持参いただいても構いません。

(1) ③ モニターの登録内容

- 登録内容については、下記のとおり。所要時間は2分程度を想定。

設問	選択肢
氏名、住所、 電話番号(任意)、メールアドレス	
年代	○10代 ○20代 ○30代 ○40代 ○50代 ○60代 ○70代 ○80代以上
世帯構成	○家族世帯 ○単身世帯
(家族世帯の場合) 自身を含む世帯人数	○1人 ○2人 ○3人 ○4人 ○5人 ○6人 ○7人 ○8人以上
専用ボトルを受け取る予定の回収拠点	(回収拠点一覧のプルダウンメニューから1つ選択)
廃食油を持っていく可能性が高い回収拠点	(回収拠点一覧のプルダウンメニューから1つ選択)
モニター登録した動機 (あてはまるものすべて)	<input type="checkbox"/> 廃食油の処理に困っていたから <input type="checkbox"/> 循環型経済の実現に向けた重要な取組だと思ったから <input type="checkbox"/> 環境保全に貢献したいから <input type="checkbox"/> 将来、飛行機の燃料になるということに夢を感じたから <input type="checkbox"/> 所属団体・企業から案内を受けたから <input type="checkbox"/> 地元企業に貢献したいから

<同意事項>	<ul style="list-style-type: none">・指定されたもの以外は持参しない・専用ボトルに入れて持参する・油は十分に冷ましてから専用ボトルに入れ、ふたをきっちりと閉める・専用ボトルは、本実証以外の目的に使用しない
<注意事項>	専用ボトルのお渡しは、 6月21日(金)以降 、順次各回収拠点にて、行います。回収拠点に廃食油を持ち込めるのは、 7月1日(月) からです。

その他、個人情報について、利用目的を明記。

(1) ④ モニターへの専用ボトルの初回配布方法

(郵送及び拠点での直接配布 → 郵送はせず、直接配布のみ)

- モニターへのボトルの配布は、郵送はせず、回収拠点における直接配布のみとしたい。
 - 回収ボックス設置拠点…モニター自ら、回収ボックスの下段から空ボトルを取り出す
⇒ 事前登録制である旨等、ボックスに下記のような留意事項を記載した貼紙をする
 - 窓口受け渡し拠点…窓口にてモニター番号を聞き取った上で、空ボトルを手渡す
⇒ 拠点側での記録は不要、未登録者には事前登録の呼びかけをお願いしたい
- 二回目以降のボトル交換も、初回と同様、ボックス取出しまたは窓口手渡しとしたい。
- なお、モニター拡大を目的とした普及・啓発イベント等においては、モニター登録を促し、新規登録完了が確認できた場合には、その場で空ボトルを手渡すこととしたい。

- ボックス内は2段構成となっており、計60本のボトルが収納可能
- 廃食油入りボトルは上扉から収納（上段）
- 空ボトルは前扉から取り出し（下段）

(留意事項)

- ※ 廃食油の回収に協力いただける方は事前にモニター登録をお願いします。
<二次元コード>
- ※ モニター登録がお済でない方は、ボトルのお持ち帰りをお控えください。
- ※ 空ボトルは前扉を開けていただき、下段から取り出してください。
- ※ 一度にお持ち帰りいただくボトルは2本までとしてください。
- ※ 専用ボトルは、廃食油回収以外の目的に使用しないでください。
- ※ 専用ボトルの破損等を確認した場合は、使用せずお近くの係員に報告してください。



(2) ① 企業内拠点について

- 実証事業の効果検証や多様なデータ取得の観点から、一般の方が利用する回収拠点とは別に、本事業に協力いただける特定の企業の内部に従業員向けの回収拠点を設置し、実証事業のモニターとして登録いただいた当該企業の従業員からの持参のみを受け付ける企業内拠点を実験的に設けることとする。
- なお、協定事業者が協力できる範囲があることも踏まえ、企業内拠点については限定的に設置することとしたい。
- 具体的には、本WGのメンバー又は「和歌山県におけるサーキュラーエコノミーの実現に関する包括連携協定（R6.1）」の締結者のうちから3, 4社を選定予定。

廃食油WGメンバー

ENEOS株式会社

株式会社オークワ、株式会社松源

和歌山産業資源循環協会、西日本油脂事業協同組合

株式会社紀陽銀行

和歌山市、海南市、有田市

経済産業省、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所、
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

和歌山県（循環型社会推進課、成長産業推進課）

和歌山県におけるサーキュラーエコノミーの実現に関する包括連携協定（R6.1）締結者

ENEOS株式会社

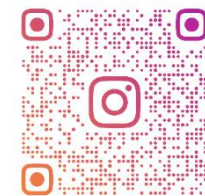
花王株式会社

サントリーホールディングス株式会社

和歌山県

(2) ② 普及・啓発に必要な物品について

情報発信のために
Instagramを開設



HITONOWA_WAKAYAMA



事業の愛称を「ひとのわ 飛行物語（ふらいとすと〜り〜）」として、ロゴマークを作成。啓発物品に活用。

回収ボックス



専用リターナブルボトル



※デザインは異なる

のぼり



その他、ポスター、チラシ、ノベルティ（カトラリーセット）を製作依頼中

回収拠点には、回収ボックス（希望する拠点のみ）、専用ボトル（100個）、のぼり、ポスター、チラシを県から配付予定。

（幅1000mm×奥行670mm×高さ1130）

（1ケース100本入、630mm×320mm×430mm、約10.2kg）

(参考) 専用ボトルのデザイン

※ 黒一色

ひ と の わ
飛 行 物 語
ふらいとすと〜り〜
てんぷら油で
飛行機を飛ばそう



この容器を利用して、ご家庭から排出される使用済み油のリサイクルにご協力ください。
お預かりした油は、環境にやさしい燃料などに100%リサイクルします。



WAKAYAMA



ご利用上の注意

使用済み食用油は、調理後1時間程度、常温で冷ましてから入れてください。
使用済み食用油を冷まさずに入れると、容器が溶ける恐れがあります。
投入量は、最大でも800mlくらいまでとし、蓋をきっちり閉めてください。

入れていいもの	
○	×
植物性食用油 賞味期限切れでも可	動物性油脂、 エンジンオイルや 灯油などの鉱物油、 食べ・飲み残し等

800mL
600mL
400mL

2. 今後のスケジュール

日	関係者	事項
5月21日（本日）	WGメンバー	第3回WG
5月24日（金）まで	県	要綱、要領、承諾書のセット・施行
5月24日（金）～ 31日（金）	県・回収拠点	県から回収拠点へ依頼書を送付、その後承諾書を受領
6月3日（月）	県	モニター募集開始（県HPで登録フォーム公表）
6月3日（月）	県	回収拠点一覧を県HPに掲載 ※ 回収拠点での専用ボトルの受取りは6月21日以降、順次開始
6月上旬	県・協定事業者	家庭用廃食油回収実証事業に係る連携協定の締結
6月14日（金）～ 21日（金）	県・回収拠点	県から各回収拠点に、①回収ボックス（希望する拠点のみ）、②専用ボトル、③のぼり、④ポスター、⑤チラシを配付
6月21日（金）～	回収拠点	モニターに専用ボトルを順次配布開始（窓口受渡しorボックス取出し）
7月1日（月）		廃食油回収実証開始（モニターが回収拠点への持参開始）